

第7章 朝鮮映画国策化における新体制の展開

1. 「映画法」及び「朝鮮映画令」の概要

朝鮮において映画国策化が本格的に始まったのは1940年（昭和15）8月1日「朝鮮映画令」が施行されてからであった。従来朝鮮では前記したように「活動写真フィルム検閲規則」と「活動写真映画取締規則」を同時に施行することで、製作上の取締と映画上映及び配給の統制を行ってきた。しかし、「朝鮮映画令」の施行によって両規則は廃止され、朝鮮映画界は戦時下において日本政府と朝鮮総督府の管理を受ける国策機関となっていくのである。朝鮮における映画国策の展開過程は戦時下日本の国策化の後を辿っていくようなものであり、「朝鮮映画令」も総督府が独自に制定したものではなく、1939年（昭和14）4月5日に公布、10月1日から施行となった日本「映画法」をそのまま適用したものである¹。ここで「朝鮮映画令」の母体である日本「映画法」の内容について触れておきたい。

次は26ヶ条からなる「映画法」の各条項の内容である²。

第一條 映画法の目的

第二條 映画製作業及び映画配給業の許可

第三條 事業の相続に依る承継

第四條 映画製作業又は映画配給業の取消又は業務の停止制限

第五條 映画の製作の従事者の登録

第六條 登録の取消及従業の停止

第七條 無登録者の使用制限

第八條 映画製作の現業従事者の就業等に関する制限

第九條 製作映画の事前届出

第十條 優良映画の選奨

第十一條 映画の複写保存

第十二條 外国映画配給の制限

第十三條 輸出映画の検閲

第十四條 国内上映映画の検閲

第十五條 国民教育上及啓発宣伝上の必要に基く映画の上映命令

第十六條 外国映画の上映制限

第十七條 上映に関する諸種の制限

第十八條 映画事業に対する諸種の命令

第十九條 映画委員会

第二十條 臨検並に映画事業に関する報告

第二十一條 罰則に関する規定

第二十二條	”
第二十三條	”
第二十四條	”
第二十五條	”
第二十六條	”
附則	

この「映画法」は第十九條を除いては主務大臣を朝鮮総督に置換えただけで「朝鮮映画令」として公布された。又「朝鮮映画令」の施行令も以下のような相違点があるだけで「映画法」施行令とほぼ同様であった。

- 一、映画法施行規則第十三條³は朝鮮に於いては適用せず。
- 一、同第二十四條の「輸出映画検閲」は輸移出映画とし、未現像映画も含む。
- 一、同第二十四條の後段及び第二十五條の後段、「地方長官ニ申請」の事項は朝鮮に無く、全部総督一本としてある。
- 一、同第二十六條及び第二十七條の検閲標準事項に「朝鮮統治上支障アルモノ」の一項が加えられている。
- 一、同第四十三條の興行時間の制限の項は朝鮮には適用せず。
- 一、同四十八條の後段、「映写免許ヲ受ケタル者3名以上」は2名以上⁴。

「映画法」及び「朝鮮映画令」の内容を製作、配給、上映、検閲等各分野に分けて調べてみよう。

映画製作分野

「映画法」では映画製作部門の統制規定案が最も多く、中でも注目すべきものが三つある。一番目は映画製作業に対する許可制度である。従来、映画製作に関して別途に制約がなかったので零細な企業でも映画制作に参加できた。しかし、当局は製作業を許可制にすることにより設備拡充ができない零細企業を整理し、戦時下の映画社統廃合の道を開いた。特に、映画法施行令第一條に映画製作業とは企画、撮影、編集を併せて行なう業者だけではなく、「企画、撮影又編集に一又はニヲ行フ業ハ之ヲ映画製作業ト看做ス」としているのは、例えば企画のみを行なっている小規模のものも映画製作業の範疇に属し、許可を得なければならないという統制案である。これについて不破祐俊の『映画法解説』には「将来、運用の方針としては、企画、撮影、編集の3過程を少なくとも併せ行って映画の製作をなすものでなければ許可しないこと⁵」となっている。朝鮮の零細な映画製作社にこの規定に耐えられる業者はなく、結局一社に統合されてしまうのであった。

二番目は登録制度である。監督、俳優、撮影技師は登録を受けなければならず、この三者は

「映画の質的向上を図る為」という映画法の目的に符合する重要性を持つ職務であると判断されたからである⁶。

三番目は劇映画製作の事前届出である。映画法第九條によると劇映画を製作する場合には撮影開始10日前に総理大臣及び内務大臣（「朝鮮映画令」では朝鮮総督）に脚本を提出して届出を行わなければならない。当局は提出された脚本を検討して公安風俗、さらに「朝鮮映画令」では朝鮮統治上に「支障」ありと認められる部分は変更を命じることができるようになっていた。これは許可、認可等の検閲行為ではなかったので修正の命令がないまま提出後10日が過ぎれば自然に撮影を開始しても構わなかった⁷。検閲において拒否、切除等による損害を防ぐという目的はあったが、これは明白に戦時下における事前検閲のようなものであり、映画企画をできる限り国策に順応させようとする制度であった⁸。

映画配給分野

日本の映画配給業者の中には製作や興行も兼業しているところが多かったが、朝鮮においてはそれぞれの分野が独立していた。映画法施行令第一條には映画配給業とは「映画興行者其の他映画の上映を為すものに対し映画の貸付又は売却を為す業」と明記されている。当時50余の配給業者が、日活、松竹、東宝、メトロ等各社に分かれ配給網での激しい獲得競争を繰返していた⁹。「映画法」第二條は日本と朝鮮における配給業に許可制度を導入し指導統制する法律的根拠を作った。

映画配給分野において特筆すべきことは、第十二條に規定されている外国映画の配給制限である。「映画法」でいう外国映画の基準とは次の通りである。

表<7-1>外国映画定義一覧表

製作地	製作者	主たる演出者演技者又は撮影者	字幕又は発声	映画別
外国	外国人（又は法人）	外国人	外国語	外国映画
外国	外国人（〃）	外国人	日本語	外国映画
外国	外国人（〃）	日本人	外国語	外国映画
外国	外国人（〃）	日本人	日本語	外国映画
外国	日本人（〃）	外国人	外国語	外国映画
外国	日本人（〃）	外国人	日本語	外国映画
外国	日本人（〃）	日本人	外国語	外国映画
外国	日本人（〃）	日本人	日本語	日本映画
日本	外国人（〃）	外国人	外国語	外国映画
日本	外国人（〃）	外国人	日本語	外国映画
日本	外国人（〃）	日本人	外国語	外国映画
日本	外国人（〃）	日本人	日本語	日本映画

日本	日本人（＼）	外国人	外国語	日本映画
日本	日本人（＼）	外国人	日本語	日本映画
日本	日本人（＼）	日本人	外国語	日本映画
日本	日本人（＼）	日本人	日本語	日本映画

出典：笠原秀雄「映画法の理念」『映画研究』日本映画社、1942年4月25日号、102頁。

外国製の劇映画を配給するためには主務大臣（総理大臣及び内務大臣、朝鮮では朝鮮総督）に申請して、数量の割当を受けなければならなくなった。朝鮮では従来より外国映画の輸入が多く、外来思想が広まって日本独自の国民文化の確立向上普及の上に著しい障害があるというのが外国映画を制限する理由だった¹⁰。以後映画法の配給業許可制度により、結局は臨戦体制下の新体制において朝鮮の映画配給業は一つに統合されることになる。

映画上映分野

「映画法」の目的の一つであった「国民文化の進展」の為に映画上映分野は最も大きい役割を果たす一方、色々な制限規定が設けられた。それを三つに分けると、文化映画の強制上映、外国映画の上映制限、上映に関する諸種の制限があり、第十五條、第十六條、第十七條にそれぞれ規定されている。

第十五條には「主務大臣ハ命令ヲ以テ映画興行者ニ対シ国民教育上有益ナル特定種類ノ映画ノ上映ヲ為サシムルコトヲ得、行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特定ノ映画興行者ニ対シ啓発宣伝上必要ナル映画ヲ交付シ期間ヲ指定シテ其ノ上映ヲ為サシムルコトヲ得」となっている。強制上映する「国民教育上有益なる特定種類の映画」とは朝鮮総督の認定を受けた文化映画及び時事映画¹¹を指している。ここでいう文化映画とは「朝鮮映画令」施行規則第三十七條（「映画法」の場合は第三十五條）によれば政治、国防、教育、学芸、産業、保険等に関して「国民精神の涵養」又は「国民知能の啓培」に価値があると総督府が認定するものであった。映画興行者は「朝鮮映画令」第十五條により一回の劇映画上映について文化映画250メートル以上と時事映画が一本以上を上映しなければならないようになった。しかし、「朝鮮映画令」施行規則第三十七條二項の規定によって啓発宣伝映画の上映及び推薦映画の上映を行なった場合には、文化映画の上映はしなくても構わなかった。文化映画の強制上映は「朝鮮映画令」施行規則第五十八條により京城、釜山、大邱、平壤の各府は1940年（昭和15）11月1日、その他の府邑面は翌年の1月1日から施行された。

「映画法」第十六條には外国映画の上映制限が定められている。朝鮮では前章で述べたように1934年（昭和9）から施行された「活動写真映画取締規則」によって外国映画上映が制限されていた。しかし、「朝鮮映画令」の施行により同規則が廃止されると、「朝鮮映画令」第十六條と施行規則第四十四條により外国映画上映を制限した。その内容は、映画興行場においては外国映画上映が一月に劇映画総メートル数の半分を超えてはならず、巡回映写業者等は一興業ごとに外国映画が劇映画の総上映メートル数の半分を超えてはならないようになった。戦時下

に外国映画の上映取締はさらに強化され、実際に上映された外国映画の占有率は低かった。

「朝鮮映画令」が施行された1941年（昭和16）の検閲統計を見ると、外国劇映画の申請件数は155件で全体の1,046件に比べて14.8%に止まった¹²。

「映画法」及び「朝鮮映画令」の上映におけるその他の制限は第十七條に規定されている危害予防、衛生、教育その他公益保護の立場から映画の上映に関する各種の制限である。これに付随する「朝鮮映画令」施行規則として第四十六條の興行時間の制限、第四十七條の映写方法の制限、第四十九條の映写免許制、第五十一條の年少者の映画観覧制限が設けられている。興行時間の制限は一回の興行時間を3時間と決め、映画法第十五條第二項の「啓発宣伝上必要なる映画」或は道知事特別の事由がある映画として認められる場合は30分を超えない範囲内で興行時間が延長できた。映写速度も施行規則に決められており、1分間27.4メートルとなっていた。従来は映写技師に関する取締規定はなかったがフィルムの保護と事故防止のために免許制を取入れ、総督府で実施した映写技師試験に合格した映写技師以外は映写機操作が認められなかった。年少者には教育上支障なしという認定映画以外は14歳未満の年少者は映画館の入場ができなくなった。但し6歳未満の子供は保護者と同伴した場合入場が認められた。

映画検閲について

従来朝鮮における映画検閲は前章に記したように「活動写真フィルム検閲規則」に従って公安風俗又は「警察的見解」の判断を以って行なわれたが、「朝鮮映画令」によりさらに強化された。「朝鮮映画令」のうち、検閲に関する規定は輸出用と国内上映用に分けて定められていた。第十三條に輸出映画の検閲を規定しており、施行規則第二十八條により輸出映画検閲における不合格基準を次のように規定して各号の内一つでも該当すると輸出を認めなかった。

- 一. 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ又ハ帝国ノ威信ヲ損スル処アルモノ
- 二. 政治上、教育上、軍事上、外交上、經濟上其ノ他帝国ノ利益ヲ害スル処アルモノ
- 三. 国民文化ニ対シ誤解ヲ生セシムル処アルモノ
- 四. 朝鮮統治上支障ヲ来スルモノ
- 五. 製作技術著シク拙劣ナルモノ
- 六. 其ノ他輸出ニ適セサルモノ¹³

第十四條は国内上映映画の検閲についての条項であり、施行規則第二十九條にその不合格の基準を規定し、その内の一項目でも関われば上映拒否処分を受けた。

- 一. 皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ又ハ帝国ノ威信ヲ損スル処アルモノ
- 二. 朝憲紊乱ノ思想ヲ鼓吹スル処アルモノ
- 三. 政治上、教育上、軍事上、外交上、經濟上其ノ他公益上支障ヲ来スルモノ
- 四. 善良ナル風俗ヲ紊リ国民道義ヲ頹廢セシムル処アルモノ

- 五. 朝鮮統治上支障ヲ来ス処アルモノ
- 六. 製作技術著シク拙劣ナルモノ
- 七. 其ノ他国民文化ノ進展ヲ阻害スル処アルモノ¹⁴

以上は映画が完成された後、輸出又は国内上映の前に検閲を受ける場合であり、製作前には前述したように「朝鮮映画令」第九條により事前届出をしなければならなかった。即ち「朝鮮映画令」には映画製作を前後して二重の検閲制度が設けられ、映画製作に厳しい統制が行なわれたことが分かる。

推薦及び優良映画制度

「映画法」の目的である「国民文化の進展」と「映画事業の健全なる発達」を図る為に「優良映画」を推薦し、支援する制度で、「映画法」第十條の優良映画選奨制度がそれに当たる。優良な映画を主務大臣（「朝鮮映画令」では朝鮮総督）が推薦し、さらに推薦された映画の中から特に優良なものを選んで、その映画の製作関係者に対し賞金を授与することになっていた。これは結局戦時下における国策映画製作を奨励する制度に他ならなかった。

映画の複写保存

映画を複写保存する規定が「映画法」に設けられていた。第十一條にはそれについて「主務大臣（「朝鮮映画令」では朝鮮総督）ハ公益上特ニ保存ノ必要アリト認ムルトキハ映画ヲ指定シ其ノ所有者ニ対シ複写ノ為一時其ノ提出ヲ命ズルコトヲ得」と規定されている。日本の第一回目の保存映画として指定されたのが1939年（昭和14）文部大臣特賞映画の「土と兵隊」であったように、映画の複写保存制度は「優良映画」を戦時下を利用するために行なわれたと考えられる。しかし、理由は兎も角として映画の記録性並びに文化的な価値が認められたといえるだろう。

2. 「映画法」による日本映画国策化

臨戦体制下の朝鮮における一連の映画国策化は日本の後を追うように展開されていった。朝鮮における映画国策を述べる前に、日本での「映画法」施行以後の映画国策化の歩みを考察することにしよう。

「映画法」の施行後、日本映画界の国策化は1941年（昭和16）8月を境に二段階に区別できる。即ち「映画法」の各条項に従う制度新設及び整備の段階と臨戦体制下における生フィルム生産減少による映画界新体制改編の段階である。

「映画法」が施行されたのと同時に、社会教育局庶務課内にあった映画係を独立させて文部省に映画課を新設し、文化映画の認定室及び内務省構内に一般・非一般用映画の認定室も開設

して業務を開始した。それは「映画法」の中の第十條「優良映画の選奨」と第十五條「国民教育上及び啓発宣伝上必要な映画の上映命令」を行なうためであった。

「映画法」による外国映画の配給制限も同年12月より始まった。1940年（昭和15）中に配給すべき外国新映画の割当申請は、外国系パラマウント以下8社、日本系東和商事以下13社より申請が内務省に提出されていたが、申請総本数482本に対して120本のみ許可が下り、映画法による外国映画の統制が始まった¹⁵。

1940年（昭和15）1月からは、「映画法」により、文化映画が東京、京都、大阪、横浜、神戸及び名古屋の6大都市において隔週で上映されたが、7月からは毎週上映となり、さらに全国各地で一斉に指定上映されるようになった。なお時事映画（ニュース映画）も10月からは上記の6大都市を中心に、翌年1月からは全国において指定上映された。

文部省の演劇、映画、音楽等改善委員会の映画部会では「映画法」の推薦制を根拠に同年2月に初めて同盟記録映画「新大陸建設の記録」及びドイツのウーファ（UFA）映画「最後の兵馬で」を文部省推薦映画として決定した。

こうして「映画法」の施行により製作、配給、上映、検閲等についての積極的な統制の根拠が整ったといえる。しかし、長年日本映画界を支配してきた既存の体制は直ぐには変わらなかった。「映画法」の狙い通りになっていったのは1940年（昭和15）7月、日中戦争3周年記念日を契機として発布された7.7禁令¹⁶からであった。日本政府は長期戦に備えた国内刷新令である7.7禁令を映画にも適用し、映画界の全面的刷新、所謂新体制の建設を呼びかけ映画業者に次のようなことを要求した。

1. 7.7禁令は映画にも適用され、日本の新体制建設のために、映画界の刷新を要求する。
2. このため、従前の如く、日本映画が濫作¹⁷される事を排し、製作本数の制限が行はれる事を希望する。
3. 映画の質的向上を期し、製作制限が行はれる以上、必然興行形態の変更があるものと思惟する。
4. 優秀映画を求めため検閲方針を強化し、不良映画の排撃を厳にする¹⁸。

これは「映画法」によって映画国策を推進しようとしたものの、映画業界の反応が遅かったので業界に対して強い圧力をかけようとしたのである。映画業者がいつまでも会社の営利に拘って映画国策のための新体制構築に協力しないので「映画法」第十八條¹⁹の、公益のための映画製作、配給、興行に対する統制を行なうことを予告したのである。実際に日本政府は同年9月からは国産映画製作本数を制限し、10月以後には内閣情報部に映画用生フィルム統制協議会を設置し映画業界の革新的な改革を展開していった。後から述べる「朝鮮映画令」の施行も7.7禁令の発布と時期を共にする。

日本政府は映画等新体制構築のために、1940年（昭和15）12月6日に内閣情報部を情報局に昇格させた。戦時下の国策遂行において革新的な役割を果たした同局の権限は以下の通りである。

1. 国策遂行上必要なる情報の蒐集、報道、啓発、宣伝に関する事務
2. 国家総動員上必要なる新聞紙及び出版物の取締処分
3. ラヂオ放送内容の指導取締
4. 国策遂行上必要なる映画、演劇、演芸、レコード等の指導取締
5. 右諸事項に関する各官庁の協力を求めること²⁰

情報局は第1部企画、第2部報道、第3部国際、第4部検閲、第5部文化担当となっており、その内映画は第5部第2課に所属し不破祐俊が主務課長となった。

日本映画の国策化が革新的に進められたのは1941年（昭和16）8月からである。内閣情報局は映画統制権とフィルム割当²¹権を握っており、生フィルムの生産減少という切迫した状況下に非常処置案を映画業界に提案した。映画業界の統廃合を余儀なくしたフィルム不足現象は戦時状況及び国際情勢の緊迫による物動計画の再編成に伴う感光乳剤その他の物資不足から、ネガとポジの何れを問わず生フィルムの極度な生産制限を行なったために起こった²²。情報局が映画業界に要求した非常処置案とは、映画界の統廃合を骨子とする所謂「映画新体制案」で、これは後に朝鮮にも影響したもので、その要点を津村秀夫の『映画政策論』から引用することにしよう。

1. 劇映画と文化映画の毎月の製作本数を四本づつとして、それだけのネガ・フィルムを配給する。但し、文化映画四本の中の一本は日本映画社がニュース映画以外に製作する啓発宣伝映画（曾ての「同盟月報」に似たもの）とする事。劇映画は一本につき約八千フィートのものたる事（即ち、九巻程度）。
2. 約十社を算する現在の劇映画製作会社は営利法人たる二社に集約し、文化映画製作会社は営利法人たる一社に集約する事。
3. 配給統制の公益法人を設定し、劇映画、文化映画、ニュース映画等の一切を配給せしめる事。映画館との取引は歩合制として、興行収益金は製作会社と館の両者に分ち与へるやうに仕組む。一本の劇映画及び文化映画作品のプリントを各五十本づつ作成し得るやうにポジ・フィルムを配給し、以て製作量激減より来たるべき国民娯楽の欠乏を救ふ事。
4. 映画作品に対して単に検閲で取締るのみならず、今後は積極的に企画を指導し審査する。（このために委員会が設けられるといふが、一般にはその構成や運営方法が重大であるとの印象を与へた。）²³

情報局が一方的に提案した映画業界の大改革案は製作及び配給業者の統廃合が中心となっていたが、業界の改編は「映画法」の施行直後から既に始まっていた。即ち、「映画法」第二條の製作及び配給業の許可制によって業界の改革を試み、その結果、製作、配給事業は劇映画5社、

文化映画10社のみが許可された²⁴。にもかかわらず、文化映画業界では不良会社をも含めて20社以上の製作社が乱立する等²⁵、その統制が上手く行なわれていなかった。こうした状況の中で生フィルムの絶対不足は業界の改革に恰好な名分だったのである。しかし、情報局の提案に対して映画業界が明白な回答を出さないまましていると、9月に以下のような政府最終案を発表した。

劇映画に関する最後の政府案

1. 製作会社の統合

松竹、東映、日活、新興、大都、東莞、南旺、興亜、宝塚、大宝の各映画会社を統合して三社とする。

2. 製作本数及びプリント

三社で毎月六本とする。即ち八千尺程度のものを各社は毎月二本ずつ製作するが、映画の持つ重要性に鑑みN・Gは十割見当とし、プリントは三十本程度に止める。

3. 配給機構及びその構成

一元化した公益法人の配給会社を設立する。その運営に就ては各社から専門家を吸収して万全を期する。

4. 製作企画の指導

企業合同に伴って映画の質的向上を図る為に、官庁側に企画審議に関する常設機関を置き、脚本の事前検閲を積極的に強化する²⁶。

情報局が提示した上記の新体制案は製作及び配給会社の統廃合、製作本数とプリント制限、企画審議と事前検閲が主な内容となっている。その中で最も注目を引くのが配給会社の一元化と企画審議である。これによって製作、配給、興行の全てにおいて統制が可能であり、映画の国家管理の力が発揮できるようになるのである。情報局のこのような新体制案により日中戦争の長期戦と太平洋戦争に備えた映画戦の準備は整った。

3. 「朝鮮映画令」による映画国策化

朝鮮における映画国策化の展開は前述した日本のそれとよく似ている。即ち、日本「映画法」を踏襲した「朝鮮映画令」に基づいて映画国策化が推進され、戦時下における映画新体制の構築は生フィルムの割当権を掌握している内閣情報局が主導した。

「朝鮮映画令」による映画国策化は大きく三つの統制を通じて行なわれた。一つは人的な統制で映画人に審査と試験による技能証明書又は免許証を交付して、映画業の従事を認めた。二つ目は映画業の許可制により製作、配給、及び興行の積極的な統制を狙った。三つ目は統廃合により一元化した映画国策機構を通して国策映画の製作、配給、巡回映写業を行なった。

初期の統制政策である人的統制即ち、映画人登録は「朝鮮映画人協会」²⁷が担当した。同協

会は1940年（昭和15）朝鮮総督府の指導により全映画人を網羅して設立された。その目的は「朝鮮映画令」第一條にあるように「映画の健全なる発達と、映画人の質的向上を図って文化の進展に寄与すると同時に、内鮮一体の質を上げる」²⁸ためであった。

「朝鮮映画人協会」はその目的を達成する為に、（1）映画に関する調査研究、（2）演出者、演技者、撮影者その他の映画技術者の養成指導、（3）会員の福利並に相互親睦に関する施設、（4）機関紙の発行、（5）この外本会の目的達成上必要な事項等の諸事業を行なうことになった²⁹。

朝鮮総督府はこの協会の中に1940年（昭和15）12月総督府警務局図書課長を委員長とする「機能審査委員会」を設置した。同委員会は朝鮮映画業界の映画人の中から演出者、撮影者、演技者を審査して選別的に技能証明書を発行することにより映画人の登録を行なった。これは、「映画法」第五條の「業トシテ主務大臣ノ指定スル種類ノ業務ニ従事セントスル者ハ命令の定ムル所ニ依リ」、施行規則第六條（「朝鮮映画令施行規則」には第七條）の映画の質的向上に最も影響力のある演出者、演技者、撮影技術者の登録を制度化する³⁰ものであった。

当時この登録制により「機能審査委員会」の二回にわたる審査で技能証明書を受けた映画人は、『旅路』（1937）の李圭煥^{イ・ギョファン}等監督16人、『漢江』の梁世雄^{ヤンセウン}等撮影技師12人、『アリラン』の朱仁奎^{ジュインギョ}等の男優44人、『家なき天使』の文芸峰^{ムンエボン}等の女優18人の総勢90人であった³¹。しかし、後述する朝鮮映画新体制による統合製作会社の出現と共に、製作関係は一つの会社に統制されることになったため、同協会は1942年（昭和17）12月に解散された。

映画人の統制には映写技師も含まれていた。映画法第十七條の映画上映に関する制限に基づき、「朝鮮映画令」施行規則第四十九條（「映画法」施行規則では第四十八條）の規定により、試験を受けて映写免許を取得しなければ映写機の操作ができなくなった。この映写技師規定の実施は施行規則附則第五十八條により1941年（昭和16）10月1日（日本「映画法」では1940年10月1日）まで延期された。しかし、朝鮮では準備が整っていなかったため映写免許試験はさらに延期され、1942年（昭和17）6月1日に総督府図書課検閲室で全朝鮮映写技師統合試験が実施された。その結果389人が映画令により映写技師免許を取得することになった。

「朝鮮映画令」施行初期の映画国策化関連機関は総督府の情報課、警務局図書課、学務局社会教育課の3課で、これらが直接的な指導監督の責任を持ってそれぞれの立場から映画国策化を行なった。生フィルムの割当と映画検閲は図書課が中心となり、情報課は各地方庁其の他の官庁にある小規模の映画班の指導監督、情報課「映画班」の運営等の責任を預かっていた。社会教育課では映画令に基づく映画の推薦認定³²、児童生徒向映画の選定を担当した。

この他にも「朝鮮映画令」施行により文化映画の指定上映実施、興行時間の短縮、外国映画の制限、脚本の事前検閲等製作、配給、上映、検閲全分野にかけて統制が行なわれ、映画の国策化が急速に推進されていった。しかし、日本政府と総督府で映画国策に最も期待の大きかった映画業界の統廃合は業者たちの利害関係が複雑に関わり中々進まなかった。

4. 朝鮮映画製作業界の一元化

日本の映画業界における新体制構築を主導していた内閣情報局は「もう朝鮮じやア映画作らんでもヨロシ」³³と朝鮮における映画業を日本側に統合しようとした。しかし、臨戦下に歴史と文化の異なる朝鮮民衆を戦争に動員するためには、朝鮮製の映画で民衆を啓発しなければならないという総督府の「朝鮮特殊事情」が認められ、臨戦体制下における朝鮮独自の映画製作社及び配給社を設立することになった。

朝鮮映画業界の新体制は先ず製作社の統合から始まり、「朝鮮映画製作者協会」がそれを担った。同協会は「朝鮮映画令」施行以来、朝鮮の映画製作者が映画令に対処しようという共通の目的から、映画の製作及び配給の両分野を監督する総督府図書課の指導の下に1940年（昭和15）12月に設立された。共通の目的とは映画令に基づき、映画製作機構の整備と当局の映画国策に対する対策を協議するものであった。

同協会には当初、朝鮮映画株式会社（代表、^{チェナムジュ}崔南周）、高麗映画協会（広川創用³⁴）、明宝映画合資会社（^{イ・ピョニル}李炳逸）、漢陽映画社（^{キムカフキ}金甲起）、京城映画製作所（梁村奇智城）、朝鮮九貴映画社（降旗清三、後に皇国映画社となる）、朝鮮芸興社（^{ソ・ファンソク}徐恒錫）、朝鮮文化映画協会（津村勇）、京城発声映画製作所（高島金次）の9社が参加したが、後に朝鮮芸興社が脱会して平壤の東洋トーキー映画撮影所（国本武夫）及び16ミリ映画専門の鮮満記録映画製作所（久保義雄）の2社が加わり10社となった。又、協会の相談役には図書課長、同事務官、検閲室通訳官、文書課長、同事務官、朝鮮軍報道部長、同報道部員、朝鮮憲兵司令部関係将校等、総督府及び軍の関係者が就任し³⁵、この人的構成からも同協会の設立趣旨が映画国策にあったことが分かる。

新体制構築が本格化したのは1941年（昭和16）1月からで、当時は太平洋戦争勃発の約一年前に当たり、中国との戦争が長期化して戦争に総力を注いでいる時期であった。兵站基地としての役割を要求される朝鮮では日本同様の映画臨戦体制の構築は必須だった。しかし、朝鮮の場合は映画製作社の統合作業が遅れている上、元来製作社を日本に統合しようとする当局の意図もあって、生フィルムの割当権を掌握する内閣情報局は朝鮮向けの生フィルムの配給を一時中止することを通達した³⁶。

これは朝鮮における映画製作を中止するという情報局の通告といえた。「朝鮮映画製作者協会」は映画報国を誓って朝鮮での映画製作が続けられるよう、内閣情報局にフィルムの配給³⁷を数願すると同時に、総督府の映画検閲室に場所を設けて映画製作業の統合に拍車を掛けることになった。

製作者の統合努力と総督府当局の説得により生フィルム配給中止は解消され、2ヶ月、3ヶ月と期間を区切って毎月の生フィルムの必要量を拓務省経由³⁸で情報局に要求して承認を求めることになった。

即ち、製作社統合までの間、製作各社別に毎月製作企画の内容と必要量の請求書を「朝鮮映画製作者協会」に提出し、協会から一括して総督府図書課長宛てに申請すると、当局では各社

の企画の実際と製作進行の状況を参考に生フィルムの配給を行なった。当時、情報局から朝鮮に割当てられた生フィルムの1ヶ月の配給量は、ネガフィルム32,000尺、サウンドフィルム22,000尺、ポジフィルム87,000尺だったが、このうちの2割前後は総督府「映画班」に配給され、その残りが民間製作者に配給された。朝鮮内での生フィルムの割当は図書課が担当したが、現物配給の業務は富士フィルム京城出張所が担い、同出張所に入荷したものを文書課の「映画班」と民間映画製作社の順に割当に沿って生フィルムを配給した³⁹。

「朝鮮映画製作者協会」は朝鮮独自の製作社統合案を情報局に提出することになっていたが、製作10社の都合から1社統合案を作成できないまま半年が過ぎると、情報局からの生フィルム配給の相当な減量が通告された。即ち1941年（昭和16）7月からは従来の三割程度が減らされ、ネガフィルム30,000尺、サウンドフィルム15,000尺、ポジフィルム70,000尺の配給量となった⁴⁰。しかも、製作社一元化の案を提出しなかったためにその割当量の配給も確実ではなかった。

それで「朝鮮映画製作者協会」は新会社の創立案策定を急がねばならなかった。8月から9月にかけて集中的に会合を繰返し、9月10日に新会社の第1次案を決定した。同案によると新会社の趣旨について「非常時に直面し、国策に順応せる映画新体制の確立に邁進するは国民としての義務なり、朝鮮における我等映画製作者は予てより経営の合理化を目的とする大合同を企画し此れが方法に関し協議しつつありし処、最近内閣情報局を初め関係官庁に於いて映画の臨戦体制に関し活発なる動きを見るに至れり」⁴¹と述べ、国策のための映画新体制の構築を強調している。又、その目的としては「全業者を以て一製作会社設立し、当局のご指導により、戦時下映画による国策遂行に最善の努力を払はんとす吾人元より朝鮮に於ける総督政治の最高方針を体し、朝鮮独自の立場により国策映画の製作に専念する」⁴²として、新会社があくまでも映画が戦時下における国策遂行のためにあることを明らかにしている。

そして情報局に年間必要な生フィルムとしてネガフィルム210,000尺、サウンドフィルム215,000尺、ポジフィルム830,000尺を要求した。又朝鮮総督府でも朝鮮映画製作における必要な年間生フィルム割当量を独自に計算し、ネガフィルム120,000尺、サウンドフィルム120,000尺、ポジフィルム517,500尺を情報局に要求した⁴³。その根拠として年間製作本数を劇映画8巻物6種類、プリント9本、ニュース映画月2回発行でプリント8本を想定した。これに対して内閣情報局生フィルム統制協議会が決めた朝鮮割当量はネガフィルムとサウンドフィルム共に毎月8,000尺、ポジフィルム毎月30,000尺と⁴⁴、その割当は非常に少なかった。

それで新会社の設立規模も修正しなければならず、最終的には資本金2百万円の営利法人としての会社に統合し、年間製作本数は劇映画6本、プリント各5本、文化映画5本にプリント各5本、時事映画12本とプリント各5本を規模⁴⁵とする新会社案を「朝鮮映画製作者協会」の最終案として作成し1941年（昭和16）10月情報局に提出した。朝鮮内の10社の映画製作者はいよいよ本格的な統合作業に乗出した。

10社を統合する新会社創立過程において何よりも問題となったのは各社の撮影所、設備等の買収に関することであった。総督府の図書課の指揮下に行なわれた買収は新会社創立案を提出してから半年以上かかり、1942年（昭和17）5月になってやっと決着が付いた。各社は当局の

査定価格に不満だったが、「映画統制の精神」と「新会社創立に協力する」意味で買収に合意したのである⁴⁶。特に朝鮮映画株式会社は議政府⁴⁷に撮影場を持っていたが、その建物の買収が受け入れられなかったので設備だけの買収案を全面的に否定したが、結局は新会社に無条件で提供するという事になった。高麗映画協会も買収価格に不満だったが製作会社一元化の政策に従い、設備などを無償で提供した。他の会社も買収価格に不満だったが結局は図書課の買収策に従うしかなかった。

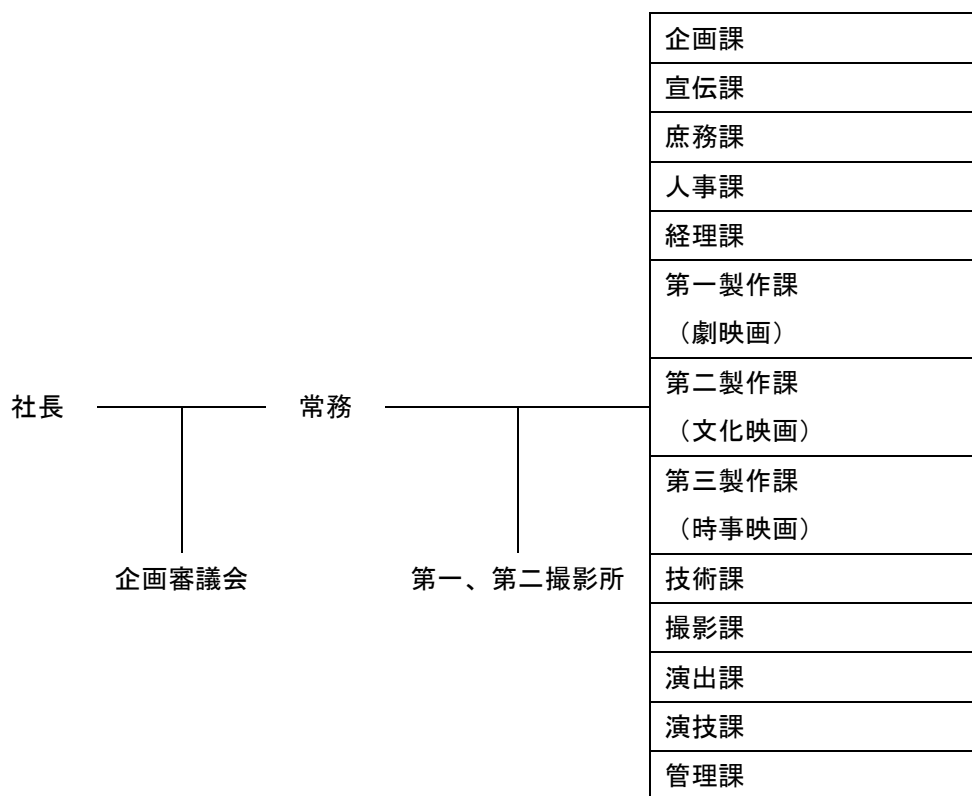
製作会社一元化において一番の難題だった各社の買収が解決すると、1942年（昭和17）8月朝鮮における唯一の映画製作会社として「朝鮮映画製作株式会社」の許可申請を「朝鮮映画令」に基づいて当局に提出する運びとなった。当時提出された申請書には新会社の業務内容、映画国策機関としての役割、組織及び設備等が具体的に明記されていた。その内容を簡単に要約すると次のようである。

1. 新会社の趣旨と事業内容—「朝鮮映画令」に基づき映画統制の国策遂行の趣旨を以て朝鮮総督府当局の内命を受け、その指導後援の上に株式会社を組織し、社団法人朝鮮映画配給社と密接な連絡を取りながら、劇映画、ニュース映画、文化映画その他の映画を製作して、俳優、技術者の養成所の経営、映画館の経営、映画事業に対する投資及びその各号に付帯する一切の事業を営む。
2. 映画製作の方法—「朝鮮映画令」により完備した撮影所を設け、人材を招聘或は養成し、機材設備を充実させ、文化の進展に即応し、映画の水準を向上させる。
3. 映画の内容—映画は国民に健全娯楽を提供するだけではなく、国家目的の普及、国民精神の涵養、文化の向上育成、思想の先導等国家的重要使命を有する公益事業の役割を果さなければならない。特に朝鮮においては民度の向上、徴兵制度実施等において一層映画の特殊使命が要求される。
4. 映画製作—生フィルムの配給制限により、1ヵ年を通じて劇映画6種類、文化映画5種類、時事映画12種類を製作する。
5. 従業員—第1期採用として人員を109人とし、本社関係13人、演出関係、撮影関係それぞれ15人、演技者16人、録音現像で14人、その他装置、企画、製作、照明、以下各部門に残余の人員を配置する。
6. スタジオ撮影所は取り敢えず朝鮮文化映画協会の機構を接收して使用する。
7. 機械及び設備—撮影機バルボ型5台及びアイモ型3台を使用し、録音機はエリヤ式ダブル用その他3組、焼附機はベル型、ウイリアムソン型その他3組を主要機械として使用する⁴⁸。

このような朝鮮独自の映画社に対して「朝鮮映画令」による映画製作許可は同年9月2日朝鮮総督の名で発起人代表である田中三郎に正式に通達された。これで日本の映画製作業者統廃合に1年遅れて、朝鮮総督府と内閣情報局の方針だった映画製作機構の一元化が実現した。新会社の機構は社長、専務、常務の下に総務、企画、製作の3部（6課）が設けられ、製作部は第一

課では劇映画、第二課では文化映画とニュース映画を担当した⁴⁹。

「朝鮮映画製作株式会社」機構図



出典：岩本憲児、牧野守監修『昭和十八年映画年鑑』（復刻版）、日本図書センター、1994年、568頁。

5. 製作業界旧制度の清算

朝鮮の映画製作業が新会社へと一元化すると既存の業者、協会等映画制作に関する機構が整備された。まず、新会社の「朝鮮映画製作株式会社」が総督府から9月2日付で映画製作を承認されるのと同時に、従来の映画製作業10社の製作許可は同年9月10日付で正式に取消された。又、1939年（昭和14）8月、朝鮮全映画人を単一団体に加盟させて当局の指導を受けるよう結成した「朝鮮映画人協会」も、映画製作会社の一元化により新会社に所属することになったので1942年（昭和17）10月に解散した。新会社の創立準備のために組織された「朝鮮映画製作者協会」も映画製作社の一元化の実現と共に同年11月に解散した。

映画製作社の一元化に伴う旧体制の映画製作機構の整備の過程で注目すべきは総督府文書課の「映画班」のことである。1920年（大正9）4月から宣伝、啓発、文化映画等を直接製作し、巡回映写に当たってきた「映画班」の活動にも制約が及んだ。製作会社の一元化が実現した以上、

総督府「映画班」の映画製作業務も新会社に吸収されるべきであるという主張が強かった。特に生フィルムの割当が限られていたために総督府の映画班にまで生フィルムを回す余裕がなかったのである。「朝鮮映画製作者協会」の常任創立委員はこの問題を審議し、以下の理由によって総督府「映画班」の映画製作を中止することを求めた。

1. 当局の映画国策化政策に従い創立する新会社と目的を共にする官庁映画製作社は要らない。官民対立は国策に逆行する。
2. 軍事機密上軍部が撮影班を特設する場合等は勿論例外であるが、行政官庁としては特殊性ある満州国においてすらその例をみない。「映画班」は当初設備された時代とは全く情勢が異なっている。
3. 民間映画製作者は一切を白紙に還元し大なる犠牲を覚悟して国策的見地より統制の傘下に入り一元化をする。新会社は当局の指導に基づく会社であり、「映画班」もこれに参加すべきである。
4. 企画及び技術において官庁の人々より民間映画人が優れている。民間映画人は所定の試験にパスしたものに実務を行わせているが、文書課「映画班」は官庁ということで資格（登録）のある人がいない。
5. 映画令によって製作着手前に当局の事前検閲を受けるので官庁において必要な企画はそのまま統制会社に製作を依頼すればよい。わざわざ官庁映画製作のために莫大な予算で専有する必要はない。
6. 軍事関係の映画も撮影以外に録音、現像は民間に依頼しており、朝鮮においては軍関係のものも民間に下命している現状である⁵⁰。

これに対して当局は直ちにその存廃を決定しなかったが、結局統合会社が設立されると同時に国策映画等主要作品の製作は新会社に依頼し、「映画班」では教材映画の製作へと移っていった⁵¹。

6. 映画配給の新体制と運営の特徴

1940年（昭和15）「朝鮮映画令」施行以前の朝鮮における映画配給は自由配給制であり、日本映画会社の支社、代理店、独立配給者、製作兼配給者、巡業屋等多数の配給社が乱立していた。全朝鮮に配給網を持つ日本映画会社には東宝、松竹、新興、日活等があった。東宝は直営2、共同経営3、歩合2、契約68、松竹は直営1、歩合4、契約65、新興は直営1、歩合3、契約50、日活は歩合3、契約40の配給網を持っていた。1941年度（昭和16）版朝鮮内外映画配給業組合⁵²規約によると、45名が組合員として載っており、同年40社の年収が調査されている。当時朝鮮の映画配給社の状況が分かる唯一の統計であるのでここに紹介することにしよう。

表<7-2>1941年度映画配給社の収入

単位：円

配給者	年収	配給者	年収
松竹	889,000	京城教映	40,600
東宝	990,000	朝旭	8,500
日活	480,000	理研科学映画	33,000
大都	78,000	皇国	144,400
新興	338,000	朝鮮短篇	78,000
東和	205,000	烈光	9,600
日映	10,000	阿娘	2,700
市橋(電通、日東)	16,500	朝鮮文化	92,000
RKO	94,000	高麗(三映社、満映)	78,000
朝鮮キネマ	70,000	合同	50,000
三三商会(ワーナー)	50,000	朝映	230,000
ユナイト	70,000	ニワ	22,000
愛国(ユニバーサル)	54,400	紀新(パラマウント)	100,000
東日大毎短篇	21,600	テーラー(二十世紀)	82,000
京日(日本ニュース)	113,800	中央	6,000
コロムビア	74,000	江南	26,600
鮮満	15,500	読売文化	15,000
丸栄(日本貿易)	100,000	江里口	100,000
林守浩	9,400	共生	9,700

出典：『映画旬報』映画出版社、1943年7月11日、47頁を参考に作成。

上記の他にメトロ代理店、ミツバ等の配給社があり、実質的には40社が約160の映画館を相手に映画配給を行っていた。これら多数の映画配給社は、「朝鮮映画令」の施行と共に改革を受けなければならなかった。映画令により映画配給業も許可制になり、朝鮮内の配給業者は新たに認可を申請しなければならなくなったのである。

さらに生フィルム不足により当局は映画製作業と同様に映画配給の統制も推進した。即ち1941年(昭和16)3月から「朝鮮内外映画配給業組合」を通じて、映画配給業の新体制の構築を強要した。ところがこれに対して朝鮮総督府と内閣情報局の方針が異なっていた。朝鮮総督府では朝鮮独自の配給社の設立を主張したが、情報局は配給統制に関する限り日本内外地を一貫した広範囲な配給機関を設けようとし、朝鮮、台湾等の植民地においては支社又は出張所を設立して配給業務を行なう計画を持っていた。その理由として次のような4項目を挙げている。

1. 生フィルム等資材不足の時局において日本内の配給機構の他に外地に別個な配給機構を設置することは映画の円滑たる配給を阻害する。

2. 朝鮮には支社を置き支社の業務規定について朝鮮総督の承認を受けしめ監督を加えたら配給上の支障なく、むしろ本社から多くの映画を広く選択し、多く配給ができるようになり朝鮮側に有利になる。
3. 配給の規則を決め日本内外地共不公平をなくすと共に、配給料金の歩率も朝鮮の実情に即して決める方法はある。
4. 啓発宣伝のための巡回映写は別個の機関を設け、これには別に必要な映画を提供すれば支障はない⁵³。

一方朝鮮総督府としては朝鮮特殊事情があり、独自の映画令まで施行している以上、配給会社も独自に運営しなければならないと情報局の支社案に反対した。当時、朝鮮総督府が朝鮮独自の配給機構を必要とした理由は次の四つである。

1. 朝鮮における映画は戦時下国民娯楽の主軸を為すと共に銃後国民精神の昂揚並びに安定上絶対的不可欠の文化材であり、総督府としては朝鮮2,400百万統治上の重大使命に鑑み、独自の映画対策を樹立する必要がある。
2. 朝鮮には映画館が140余館に過ぎないが、広範囲に掛けて分布されており、配給の円滑を期するために地理的、時間的な配給方法に特別の工夫が必要である。
3. 優秀な映画企画に対して補償制度を考慮する等配給機構を通じて朝鮮映画に対する指導助成を行う必要がある。
4. 映画新体制の中で将来朝鮮においても新配給機構を通じて興行部門の公益性を保持するために独自の配給機構設置は絶対的に必要である⁵⁴。

朝鮮支社案という配給機構の一元化で新体制を構築しようとする情報局の案に対して、朝鮮総督府は朝鮮統治上独自の映画国策の必要性を主張したのである。結局総督府の案が貫徹され、朝鮮には独自の統合映画配給社である「社団法人朝鮮映画配給社」（以下「朝鮮映配」と表記）が1942年（昭和17）5月、日本の映画配給社（以下「映配」と表記）より1ヶ月遅れて設立されることになった。

朝鮮内の配給業は興行者側5万円、朝鮮映画製作会社5万円、既存配給業者及び一般5万円の出資による基金15万円の「朝鮮映配」1社に統合された。映画の移入は日本映配から新作品1本につき2本ずつのプリントが入ることになり、「朝鮮映配」はその配給権は勿論、次のような興行編成権まで掌握することで、朝鮮映画界の動脈を握る莫大な影響力を持った。

1. 系統、番組、観覧料は興行団体の意見を参酌して「朝鮮映配」において決定する。
2. 配給映画は原則として劇、文化、時事各一本で構成した番組単位とする⁵⁵。

社長には総督府により田中三郎が指名されたが、彼は前記したように同年9月に設立される

「朝鮮映画製作株式会社」の社長も兼ねるようになる。朝鮮の映画製作社と配給社は同一人物を社長として総督府により任命されたのである。当時「朝鮮映配」の定款及び配給業務規定等は「映配」のそれと殆ど同じだった。しかし、「映配」の定款は社長が他の映画事業に関与することを禁じているが、「朝鮮映配」の社長は「朝鮮映画製作株式会社」の社長を兼ねるためにこの項目は「朝鮮映配」の定款から削除された⁵⁶。

「朝鮮映配」の設立過程をみると総督府の映画国策に対する方針が窺える。総督府の強い主張によって設立された独自の映画配給社はその運営においても総督府の積極的な指導下に置かれていた。特に、「朝鮮映配」と「朝鮮映画製作株式会社」の両社に同一の社長を据えたのは朝鮮における映画政策を総督府が完全に掌握し、国策として利用しようとしたからに違いない。実際に新体制構築以後、朝鮮総督府の映画国策事業は新配給社の利益によって推進された。

総督府は創立当初「朝鮮映配」の1年間の収入を250万円内外と推算し、配給収入が凡そ80万円から120万円、このうち経費を差し引いた20万円から50万円の利潤が予想されたが、結果は58万円程度の収益があった⁵⁷。この利潤を以て全朝鮮の農山漁村、僻地等への宣伝啓発のための「移動映写班」の運営、「朝鮮映画製作株式会社」への国策映画製作、興行場其の他の設備改善を行なった。

即ち、配給統制により映画配給社を公益法人として一元化し、配給手数料、配給利益を出すことにより国策映画製作費を捻出し、製作された国策映画の映写活動を行なうことで、戦時下戦争動員のための宣伝啓発に努めたのである。

7. 興行界の新体制

興行界は「朝鮮映画令」により最も早くから直接的な影響を受けた。1941年（昭和16）1月1日を期して全朝鮮で文化映画を指定上映するようになり、興行時間は午前10時より午後10時までの間に一回3時間以内、外国映画は1ヶ月上映の総メートル数の半数以内⁵⁸に制限された。又、学生の映画館入場も禁止された。映写技師の免許制も映画令に基づいて実施しなければならなかったが、実情により延期され1942年（昭和17）9月から実施⁵⁹することになった。

朝鮮映画界の興行部門における新体制は製作、配給部門の新体制構築に伴って展開された。当時朝鮮には160余館⁶⁰の興行場があり、それらを中心に「朝鮮興行連合会」が1942年（昭和17）1月に結成された。朝鮮の上映館は日本のブロック化した系列館とは異なり、それぞれ独立した資本の館主が営んでいた。そのために「朝鮮興行連合会」は新体制の構築において全朝鮮の興行部門を代表する有力な発言機関となった。

興行部門の新体制は製作と配給部門のように一元化という一刀両断式の改革にはならなかった。興行界における新体制は紅白二系上映制と配給社との新料金歩率制の二つに分けられる。

前述したように朝鮮で新配給社の「朝鮮映配」が営業を開始したのは1942年（昭和17）5月1日からである。公益法人として一元化された同社は配給権と番組編成権を掌握し、日本と同様に朝鮮の映画館を紅白2系に分けて配給を実施した。そのために過去の実績により各都市の番線

を、封切系（京城、平壤）、第二系（清津、釜山）、第三系（咸興、大邱）、第四系（元山、仁川）と分けて統制配給を行なった。

作品は日本より1ヶ月遅れて5月1日より1作品につきプリント2本ずつが配給された。第1回配給作品は紅系が劇映画『待つて居た男』、文化映画『オロチョン』、時事映画は『日本ニュース第九十九号』、白系が劇映画『第五列の恐怖』、文化映画『抗戦に躍るオーストラリア』、時事映画は紅系と同種のものであった⁶¹。当時京城の封切館は紅系が明治座と若草劇場、白系が京城宝塚と京城劇場となっていた。

戦時下興行界では新料金歩率制を実施して映画国策の一翼を担っていた。新料金歩率制とは公益法人として統合された新配給会社の趣旨に合わせて料金歩率を調整することであった。当時朝鮮における映画館の種類は運営の面から歩合館、荒歩館、単買館の三つに分けられた。全朝鮮約160余の映画館の内、毎月の興行収入が3,000円以上の所は日本の所謂歩合館に相当して歩合契約をなし、日本「映配」に売上の42.5%を映画料として払う契約が結ばれた。朝鮮内には歩合館が65館あった。毎月の興行収入が3,000円以下の映画館は売上の40%を映画料で荒歩契約⁶²し、それが60館あった。それ以下の映画館や仮設劇場等には単買契約が行なわれていた。歩合館と荒歩館においては映画館の経常費、宣伝費、人件費等の実経費の負担は35%仕切制によって映画館が負担することになっていた⁶³。

35%仕切制とは、1ヶ月の興行収入の内、配給会社との配分率の計算において映画館の実経費として35%のみを認めることである。従って、興行収入が高いと実経費の比重はそれに及ばない場合もあり、逆に実経費がそれを超える場合もありえるが、配分率においては35%と仕切って計算した。

ここで注目すべきなのは、興行収入が高くて実経費が35%以下になった場合の余剰金の使い方である。例えば、実経費が25%になった場合は10%の余剰金が発生する。この半分の5%は映画館の利益として加算されるが、残りの半分は製作社の配分金とせずに「朝鮮映配」が別途に積み立てるのであった。そして朝鮮総督府の指令によって国策映画製作、巡回映写等の「朝鮮映配」の映画国策事業の助成金として使用した⁶⁴。

以上のように戦時下朝鮮映画新体制における興行部門の改革は製作、配給業界のように、機構の統合によるのではなく、上映と歩率の新制度によって行なわれたのである。

8. 新体制下「朝鮮映配」における「移動映写班」の運営

朝鮮人を戦争に動員するための映画の統制と利用は、都市にある映画館での上映に限らず、映画館の少ない農山漁村、山間僻地等では巡回映写によって推進された。当時の巡回映写班は官庁と民間組織によるもので、前者は先に述べたように総督府の情報課が主体となり、1941年（昭和16）12月に「朝鮮映画啓発協会」を組織して各道で国策映画の巡回映写会を催した。民間組織の巡回映写班はその1年後から運営された「社団法人朝鮮映画配給社移動映写班」（以下「移動映写班」と称する）のことで、1942年（昭和17）12月1日京城の朝鮮神宮の前でその結成

式が挙行された。これは一応民間組織とはいえ、映画国策機構の「朝鮮映配」傘下に総督府の指導、援助のもとで実施された映写班なので官制「移動映写班」といってもよからう。

「移動映写班」は「朝鮮映配」直属班3班と、旧来の巡業業者の中から優秀なもの⁶⁵13班を「朝鮮映配」の嘱託班として選び、計16班の映写班が構成された。移動映写の種類には定期移動映写、臨時出張映写及び自主移動映写の三つがあった。定期移動映写は嘱託の「移動映写班」が担当して映画館のない地域で定期的移動映写を開いた。臨時出張映写は直属班が軍部、官庁街、学校、工場等各種団体の申込に応じて移動映写を行なった。自主移動映写は道、府、郡、官庁その他の機関で自主的移動に基づき所有の機械、要員、経費で実施するもので、「朝鮮映配」が映画、器材のみを貸与することをいう。

定期移動映写を担当していた嘱託「移動映写班」は各道一班制で、朝鮮13道において太平洋戦争勃発1周年を期して、12月8日一斉に巡回映写活動を始めた。1道平均20ヶ所を巡回することになっており、映画の内容はニュース映画、文化映画、時局物と娯楽物の劇映画で⁶⁶、毎月番組を更新した。

「移動映写班」は前記したように「朝鮮映配」の助成金により運営されるために原則として入場料を徴せず、無料映写を行なった。次の表は移動映写実施後の1942年（昭和17）12月から翌年の1943年（昭和18）4月までの上映回数、入場動員数の実績と主催者別一覧表である。

表<7-3> 上映回数及び入場人員数統計
-1942年12月から1943年4月まで

班	道	上映回数	上映比率	入場人員数	入場人員比率
第1班	京畿	68	5.0	49,752	4.4
第2班	忠北	110	8.1	92,425	8.3
第3班	忠南	126	9.3	79,904	7.2
第4班	全北	122	9.0	94,755	8.5
第5班	全南	97	7.2	66,320	5.9
第6班	慶北	83	6.1	83,100	7.4
第7班	慶南	101	7.5	123,789	11.1
第8班	黄海	106	7.8	115,598	10.4
第9班	平南	123	9.1	117,746	10.6
第10班	平北	77	5.7	62,100	5.6
第11班	江原	71	5.2	63,800	5.7
第12班	咸南	127	9.4	84,102	7.5
第13班	咸北	131	9.7	75,480	6.8
合計		1,342	100.0	1,108,871	100.0
月平均		268		221,774	

出典：『映画旬報』1943年7月11日号、46頁。

* 統計提供：朝鮮映画配給社

表<7-4>移動映写会主催者別一覧表 (回数)

主催者別	12月	1月	2月	3月	4月	合計
官庁	98	49	69	69	86	371
学校	7	2		1	3	13
会社・工場・鉱山	42	61	72	59	50	284
軍人会	3	39	2	21	1	66
青年団	1	2	4	1		8
警防団・監視哨・自衛団	59	94	74	45	48	320
赤十字支部	1					1
婦人会支部	3	2		6	1	12
其他	10	38	63	48	55	214
合計	224	287	284	250	244	1,289

出典：『映画旬報』1943年7月11日号、46頁。

* 統計提供：朝鮮映画配給社

以上の表から分かるように移動映写実施後4ヶ月あまりで100万人を超える観客が観覧しているのは、当時映画館の少なかった朝鮮で「移動映写班」が映画利用に如何に役立ったかを表している。当時の『映画旬報』には朝鮮民衆の「移動映写班」に対する高い関心について次のように語っている。

「移動映写班」が僻遠の村落を訪れると、二里三里と離れた部落からたくさんの朝鮮人が子供を背負い、弁当持参で徒歩で出かけてきて、冬の寒いときでも火の気の少ない会場で最後まで食い入るように熱心に見ている⁶⁷。

朝鮮総督府ではこのように動員された観客に映写のみではなく、映写会の催しに結び付け、戦意昂揚、食糧増産、米穀供出、防諜、防犯等色々な講演を通じて総督府の必要事項を一般に周知させた。又「撃ちてしまむ」運動や旱害地の慰問映写会、志願兵制の宣伝、徴兵制度趣旨徹底のために「移動映写班」を利用した⁶⁸。

この外に16ミリで移動映写会を催したところもあった。国民総力朝鮮連盟が紙芝居と16ミリトーキーのプログラムを編成して地方を巡り、時局認識、徴兵制度の宣伝を呼びかけていたがフィルム入手難で活性化できなかった。又、朝鮮教育会の映画班も16ミリの「移動映写班」として活動していた。1937年（昭和12）以来年額70円程度の会費を納入する学校約140校に対して6巻2,400尺程度の16ミリ無声フィルムを年8回送付するものだった。しかし、これも機械の入手

難で加盟学校の急増を期待出来ないのとフィルムの入手難等で1943年（昭和18）頃にはその名を残すのみとなっていた⁶⁹。

第7章

- ¹ 岩本憲児、牧野守監修『昭和十七年映画年鑑』（復刻版）日本図書センター、1994年、7-14頁。

朝鮮映画令

映画ノ製作、配給及上映其他ニ関シテハ映画法第十九條ノ規定ヲ除ク外同法ニ依ル
但シ同法中勅令トアルハ朝鮮総督府令、主務大臣トアルハ朝鮮総督トス

昭和十五年一月四日

朝鮮総督 南 次郎

- ² 笠原秀雄「映画法の理念」『映画研究』日本映画社、1941年12月10日号、118～120頁を参考に作成。
- ³ 第13條 映画製作者ハ16歳未満ノ者及女子ヲ午後10時ヨリ午前5時ニ至ル間ニ於テ映画ノ製作ノ現業ニ従事セシムルコトヲ得ズ但シ臨時必要アル場合ニ於テ従業地ノ警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- ⁴ 『映画旬報』映画出版社、1943年7月11日、25頁。
- ⁵ 不破祐俊『映画法解説』大日本映画協会、1941年、25頁。
- ⁶ 「朝鮮映画令概説」『文章』文章社、1941年3月号、117頁。
- ⁷ 前掲書、『映画法解説』、46頁。
- ⁸ 「朝鮮映画令概説」『文章』文章社、1941年3月号、118頁。
- ⁹ 同上。
- ¹⁰ 同上。
- ¹¹ 最初の「映画法」で文化映画のみを強制上映したが、朝鮮総督府が1942年5月11日「朝鮮映画令」施行規則を改正し、時事映画の強制上映を加えた。
- ¹² 前掲書、『昭和十七年映画年鑑』（復刻版）、7-12頁から作成。

朝鮮総督府映画検閲統計

—1941年1月～12月

	興行用申請件数			非興行用申請件数			申請件数 合計
	内地人	朝鮮人	其他	内地人	朝鮮人	其他	
劇映画							
日本映画	670	41	3	18	—	169	891
松竹	151	—	—	2	—	—	153
日活	84	—	—	—	—	3	87
東宝	83	—	—	—	—	1	84
大都	82	—	—	—	—	—	82
新興	66	—	—	—	—	—	66
其他	206	41	3	6	—	165	421
外国映画	80	69	1	1	—	4	155
合計	750	110	4	9	—	173	1,046
非劇映画							
日本映画	815	64	—	46	—	931	1,896
外国映画	46	31	—	—	2	30	109
合計	851	95	—	46	2	961	2,005
総計	1,611	205	4	55	2	1,134	3,051

	検閲		制限事項		台本制限
	巻数	米数	箇所数	米数	
劇映画					

日本映画	5,327	1,253,899	105	1,731.95	32
松竹	1,339	316,333	32	650.40	3
日活	704	170,052	1	40.00	1
東宝	783	171,629	12	90.30	6
大都	593	136,076	4	38.40	3
新興	480	112,282	5	147.50	3
其他	1,557	349,306	49	765.30	9
外国映画	916	216,085	133	1,173.50	35
合計	6,243	1,469,984	177	3,227.80	53
非劇映画					
日本映画	2,492	658,033	11	247.70	7
外国映画	253	61,242	13	1,116.00	—
合計	2,745	719,275	24	1,363.70	7
総計	8,988	2,189,259	201	4,591.50	60

¹³ 前掲書、『昭和十七年映画年鑑』（復刻版）、7-18頁。

¹⁴ 同上。

¹⁵ 『映画旬報』映画旬報社、1942年9月21日号、40頁。

¹⁶ 7.7禁令により映写機その他付属品は鉄鋼制限により製造並びに販売を禁止することになった。

¹⁷ 「日本映画の新体制について」『映画の友』1940年10月号、58頁。

当時日本映画の濫作について内務省映画検閲官であった上野一郎は次のように述べている。

わが国の劇映画の製作本数は、世界最大の映画国アメリカをも凌いで、実に世界一位を占めていて、毎年五百本以上に達している。かう言へば自慢になるやうだが、アメリカのやうに世界的な市場を持たず、しかも投資資本がその何十分の一にしか達しない日本映画の製作本数がアメリカ映画のそれを抜くといふことは、どう考えても不合理なことで、これはとりもなほさず、日本映画の粗製濫造を物語る以外なものでもないのである。

¹⁸ 「日本映画の七・七禁令とは何か」『映画の友』1940年10月号、118頁。

¹⁹ 同上

映画法第18條

主務大臣ハ公益上特ニ必要アリト認ムルトキハ映画製作者、映画配給者、又ハ映画興行者ニ対シ製作スヘキ映画ノ種類若ハ数量ノ制限、映画ノ配給ノ調整、設備ノ改良又ハ不正競争ノ防止ニ関シ必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

²⁰ 「内閣情報局官制公布」『文化映画』映画日本社、1941年1月号、78頁。

²¹ 「生フィルム節減による映画界の統制愈々強化」『文化映画』映画日本社、1941年1月号、78頁。

映画界今後の動向を左右する生フィルム問題は新年度からの本格的な各社割当数量決定を前にして官民共にその対策に腐心しつつあるが約四割削減を見た正月用の生フィルムは一ヶ月生産量七百五十万尺に対して軍需用を差引く四百十九万尺そのうちから日本ニュース映画社が優先的に二百万尺の割当を受けているから劇映画、文化映画両方面の一ヶ月数量は僅かに二百九十万尺に過ぎない。これを現在の使用量に比較すると、映画企業はまず製作面に大々的な革新を要求されていることがわかる。処でこの結果は群小文化映画製作社の合同は不可避の状態である。映画界は文字通り統制時代に入ったことを立証している。

²² 津村秀夫『映画政策論』中央公論社、1943年、140頁。

²³ 同上、137～138頁。

²⁴ 市川彩『アジア映画の創造及建設』国際映画通信社、1941年、9頁。

映画法により1941年5月まで内務大臣の許可を得た製作会社は次のようである。

一、劇映画部門

松竹株式会社、東宝映画株式会社、日本活動写真株式会社、新興キネマ株式会社、大都映画株式会社、

二、文化映画部門

日本映画社、朝日新聞社、東京日々新聞社、読売新聞社、日本電報通信社、朝日映画株式会社、理研科学映画株式会社、十字屋映画部、東亜発声映画株式会社、横浜シネマ商会

²⁵ 前掲書、『映画政策論』、143頁。

²⁶ 前掲書、『アジア映画の創造及建設』、36頁。

²⁷ 「朝鮮映画人協会」の役員は下記の如くである。

会長安田辰雄（安鍾和）、常務理事安田柴（安夕影）、理事岩本桂煥（李桂煥）、徐永瑄（徐月影）、瀬戸明（李明雨）、常務評議員金原広（金澤潤）、評議員遠城光霽（徐光霽）、星寅圭（崔寅圭）、三原世雄（梁世雄）、星村洋（金漢）、瀬戸武雄（李弼雨）、影沢清、金正華

²⁸ 前掲書、『昭和十七年映画年鑑』（復刻版）、7-11頁。

²⁹ 同上。

³⁰ 前掲書、『映画法解説』、34頁。

³¹ 前掲書、『昭和十七年映画年鑑』（復刻版）、7-22～7-25頁。

³² 同上、7-5頁。

▷1941年度朝鮮総督府推薦映画一覧（1941年1月から12月まで）

『馬』（東宝）、『潜水艦1号』（日活）、『愛の一家』（日活）、『指導物語』（東宝）、『航空基地』（文化—東日、大毎）、『土に生きる』（文化—東宝）、『君と僕』（朝鮮軍報道部）、『朝鮮農業報国青年隊』（文化—総督府）、『元禄忠臣蔵前編』（興亜）

以上、劇映画 6本（内、朝鮮1）

文化映画3本（内、朝鮮1）

計 9本

岩本憲児、牧野守監修『昭和十八年映画年鑑』（復刻版）、日本図書センター、1994年、574頁。

▷1942年度朝鮮総督府推薦映画一覧（1942年1月から12月まで）

〔劇映画〕

『舞ひ上る情熱』（新興）、『みもんぶくろ』（大毎東日）、『元禄忠臣蔵後篇』（松竹）、『大村益次郎』（新興）、『将軍と参謀と兵』（日活）、『父ありき』（松竹）、『南海の花束』（東宝）、『母子草』（松竹）、『ハワイ・マレー沖海戦』（東宝）、『英国崩るるの日』（大映）

〔文化映画〕

『鳩』（理研）、『或る保姆の記録』（芸術）、『阿波の木偶』（大毎東日）、『勝利の基

礎』(理研)、『海鷲』(芸術)、『マレー戦記・進撃の記録』(日映)、『マレー戦記・昭南島誕生』(日映)、『空の神兵』(日映)、『東洋の凱歌』(日映)

以上、劇映画 10本

文化映画 9本

計 19本

³³ 牧野守監修『朝鮮映画統制史』(復刻版)、ゆまに書房、2003年、28頁。(原本は『朝鮮映画統制史』高島金次、朝鮮映画文化研究所、1943年)

³⁴ 李創用が創氏改名した名前。

³⁵ 前掲書、『朝鮮映画統制史』、32頁。(原本は『朝鮮映画統制史』高島金次、朝鮮映画文化研究所、1943年)

³⁶ 同上、33頁。

³⁷ 朝鮮映画製作協会が1941年1月総督府警務局を通して内閣情報局に要求した生フィルムの一年分の配給量。

1. 35ミリネガフィルム472,000尺
2. 35ミリサウンドフィルム337,600尺
3. 35ミリポジフィルム987,500尺
4. 16ミリユウエスパンクロ10,000尺

³⁸ 当時植民地朝鮮において日本政府に対する要求事項は拓務省が窓口になっていた。

³⁹ 前掲書、『朝鮮映画統制史』、38頁。

⁴⁰ 同上、59頁。

⁴¹ 同上、60頁。

⁴² 「朝鮮映画」『映画旬報』映画出版社、1942年2月1日、36頁。

⁴³ 前掲書、『朝鮮映画統制史』、67頁。

⁴⁴ 同上、70頁。

⁴⁵ 朝鮮における映画製作本数は1943年1月の生フィルム再減量により、年間製作本数が次のように減少した。

劇映画	4本	プリント各5本
文化映画	4本	プリント各5本
時事映画	12本	プリント各6本

⁴⁶ 前掲書、『朝鮮映画統制史』、112頁。

⁴⁷ ソウル北側近郊にある中小都市。

⁴⁸ 前掲書、『朝鮮映画統制史』(復刻版)、123~131頁。

⁴⁹ 「半島映画界」『映画旬報』映画出版社、1942年3月1日、26頁。

⁵⁰ 前掲書、『朝鮮映画統制史』、81~82頁。

⁵¹ 『映画旬報』映画出版社、1943年7月11日、25頁。

⁵² 朝鮮内外映画配給業組合は1934年7月朝鮮総督府幹旋の下に設立され、1942年5月新体制下の朝鮮映画配給社の誕生によって同年10月に解散するまで約8年間持続した。自由配給制により組合員の数は外国映画の好況時代には57名まで増えたが、統合直前には40名に減少した。

⁵³ 前掲書、『朝鮮映画統制史』、195頁。

⁵⁴ 同上、190~193頁。

⁵⁵ 前掲書、『昭和十八年映画年鑑』(復刻版)、555頁。

⁵⁶ 「朝鮮の映画配給興行展望」『映画旬報』映画出版社、1943年7月11日、48頁。

⁵⁷ 前掲書、『昭和十八年映画年鑑』(復刻版)、555~556頁。

⁵⁸ 英米映画は1941年12月8日太平洋戦争が勃発すると、同月11日から上映禁止になった。

⁵⁹ 朝鮮映画令施行規則第49條の映写技師免許制により朝鮮総督府が試験を実施し、1942年9月に合格者389名(甲292名、乙97名)を発表した。

⁶⁰ 当時朝鮮には一週間上映16館、五日上映42館、四日上映11館、三日上映92館合計161館の興行場があった。(前掲書、『朝鮮映画統制史』、262頁)

-
- ⁶¹ 「朝鮮映画通信」『映画旬報』映画出版社、1942年4月18日、46頁。
- ⁶² 荒歩契約とは、興行収入に比べて実経費の割合が35%を超える映画館は経営不安定になるため、日本の映配の諒解を得て一律に各月20日間を限度とした売上に対する40%を映画料として契約することをいう。（「社団法人朝鮮映画配給社概況」『映画旬報』映画出版社、1943年7月11日、33頁。）
- ⁶³ 「朝鮮の映画配給興行展望」『映画旬報』映画出版社、1943年7月11日、49頁。
- ⁶⁴ 同上。
- ⁶⁵ 総ての配給権を握っていた朝鮮映配は1942年11月に30余名の群小巡回映写業者のうち、携行映写機の質、35ミリ映写機2台以上の所有者、一年以上巡回映写業務を続けたもの等厳重な資格審査を行ない、13班を選定した。その13班の班員には同月26日より4日間講習を行なって巡回映写活動に備えさせた（前掲書、『昭和十八年映画年鑑』、560、563頁）。こうして朝鮮の興行界は映画館以外に巡回映写業まで完全に統制されてしまった。
- ⁶⁶ 前掲書、『昭和十八年映画年鑑』（復刻版）、560頁。
- ⁶⁷ 「朝鮮に於ける映画に就いて」『映画旬報』映画出版社、1943年7月11日、4頁。
- ⁶⁸ 「社団法人朝鮮映画配給社概況」『映画旬報』映画出版社、1943年7月11日、36頁。
- ⁶⁹ 前掲書、『昭和十七年映画年鑑』（復刻版）、7-11頁。